

令和4年度岩泉町子育て世帯暮らし応援追加給付金のご案内



原油価格・物価高騰を受けている子育て世帯に給付金を追加支給します

1 うちの子は対象になるの？

- (1) **令和4年9月30日**時点で町に住所がある養育者の児童が対象になります。
- ① **令和4年9月分**の「児童手当」又は「特例給付」支給対象者の児童
 - ② 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた児童（**高校生等**）
 - ③ 令和4年10月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童（**新生児**）
- (2) **令和4年9月30日以降、町に転入した養育者**の上記①～③に該当する児童が対象になります。※転入前の市町村から、類似の給付を受けた方は対象となりません。

2 だれがもらえるの？

1に記載のある児童の養育者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。
※**所得制限はありません。**

3 いくらもらえるの？ 対象児童1人につき、**2万円**です。

4 申請は必要ですか？

- ① **公務員以外の令和4年9月分**の「児童手当」又は「特例給付」受給者 → **申請不要**
(対象児童の兄弟に高校生がいる場合は高校生を含む)
- ② **令和4年9月分**の「特例給付」所得上限額超過者 → **申請不要**
- ③ **前回の暮らし応援給付金を受給した公務員及び養育している児童が** → **申請不要**
高校生等のみの方
- ④ **令和4年9月30日以降、町に転入した養育者で、1(1)の①～③に該当する児童がいる方** → **申請が必要**
R5.1.31(火)まで
- ⑤ **令和4年10月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童がいる方** → **申請が必要**
R5.3.31(金)まで

5 いつもらえるの？

対象の方には、1月中旬から順次支給を開始します。
※申請が必要な方については、書類確認等をした後支給します。

6 どんなかたちでもらえるの？

- (1) 4の①～③の方は、前回支給した口座に振り込みます。
- (2) 4の④、⑤の方は、申請書で指定した口座に振り込みます。
※指定口座への振込が**口座解約・変更等によりできない場合は、本給付金が支給されませんので、令和5年3月31日までに必ずご対応をお願いします。**